

## 第5 紙台帳が存在するものの、当該紙台帳等の記載からは資格喪失年月日が確認できない場合における資格喪失年月日に係る訂正処理基準・要領

### 1 訂正処理基準

厚生年金保険又は船員保険の被保険者名簿(マイクロフィルムにより保存されているものを含む。以下「紙台帳等」という。)が存在するものの、当該紙台帳等の資格喪失年月日に係る記載がない又は不鮮明等の理由により、当該紙台帳等から資格喪失年月日を確認することができない事案であること。

### 2 訂正処理要領

資格喪失年月日の認定については、次の(1)から(4)までのいずれかの要件に該当する資格喪失年月日とすること。

- (1) 厚生年金保険の資格喪失年月日に係る事案については、次のア又はイのいずれかの設定基準により導きだされる日のうち、最も早い日を資格喪失年月日(最大限設定可能な資格喪失年月日(以下「認容日」という。))とし、申立人から申立てがあった退職日等の翌日(以下「申立日」という。)と比較して、申立人の申立日と一致する場合又は申立人の申立日が認容日より前である場合は、申立日を資格喪失年月日とすること

なお、申立人の申立日が認容日より後である場合は、認容日を申立人に提示し、認容日を資格喪失年月日とする同意が得られた場合のみ認容日を資格喪失年月日として認定すること

#### ア 標準報酬月額の時決定年月日から導きだされる日

標準報酬月額の時決定の対象となるのは毎年8月1日に在籍している被保険者であることから、時決定制度が施行された以後(昭和28年11月以後)に作成された又は時決定制度施行以後の記録がある紙台帳については、基本的に最後に記載のある標準報酬月額の随時改定年月日の直後の8月1日時点では既に資格を喪失しているものと推定できるため、最後の標準報酬月額の記載がある年月日の直後の8月1日を認容日とすること

なお、7月に新たに資格取得した者については、時決定が翌年から行われることから、翌年の8月1日を認容日とすること

#### イ 台帳の書換え日から導きだされる日

厚生年金被保険者名簿の場合は紙台帳を書換えている場合があることから、書換え前の紙台帳に資格喪失年月日の記載がなく、かつ、書換え後の名簿にその者に係る記録がない場合は、名簿を書換えた時点で既にその者は資格を喪失していると判断し、紙台帳が書換えられたと判断される日の前日を認容日とすること

- (2) (1)の基準を適用しても認容日が判断できない厚生年金保険に係る資格喪失年月日又は船員保険に係る資格喪失年月日については、紙台帳に記載のある最後の標準報酬月額の翌月1日を認容日とし、申立人から申立てがあった申立日と比較して、申立人の申立日と一致する場合又は申立人の申立日が認容日より前である場合は、申立日を資格喪失年月日とすること

なお、申立人の申立日が認容日より後である場合は、認容日を申立人に提示し、認容日を資格喪失年月日とする同意が得られた場合のみ認容日を資格喪失年月日として認定すること

- (3) 導かれた認容日以前に当該事業所が全喪している場合

2の(1)及び(2)の基準を適用して導かれる認容日以前に該当する事業所が全喪している場合は、当該全喪の期日まで加入していたとして全喪年月日を認容日とすること

また、認容日以前に他の年金制度へ加入、若しくは新たに厚生年金保険の資格取得の記録が確認された場合は、それらの加入日又は資格取得年月日を認容日とすること

この場合においても、認容日と申立人から申立てがあった申立日を比較して、申立人の申立日と一

致する場合又は申立人の申立日が認容日より前である場合は、申立日を資格喪失年月日とすること

なお、申立人の申立日が認容日より後である場合は、認容日を申立人に提示し、認容日を資格喪失年月日とする同意が得られた場合のみ認容日を資格喪失年月日として認定すること

- (4) 紙台帳等に資格喪失年月日の記載がない場合でも紙台帳等に記載されている情報に基づき確実に資格喪失年月日を確認できる場合(全喪事業所の名簿に、全喪年月日以前に退職した人のみ資格喪失年月日が記載されており、資格喪失年月日が記載されていない人は、事業所の全喪年月日を資格喪失年月日として記録されていることが同僚の記録等から確認できる場合等の具体的な資格喪失年月日の判断が可能な場合又は船員保険の昭和45年5月31日以前の資格喪失年月日の確認について、船舶所有者へ下船日等の照会を行った結果、資格喪失年月日が判明した場合。)は、前記アからウの認容日の設定基準によらず当該資格喪失年月日を認容日とすること

この場合においても、認容日と申立人から申立てがあった申立日を比較して、申立人の申立日と一致する場合又は申立人の申立日が認容日より前である場合は、申立日を資格喪失年月日とすること

なお、申立人の申立日が認容日より後である場合は、認容日を申立人に提示し、認容日を資格喪失年月日とする同意が得られた場合のみ認容日を資格喪失年月日として認定すること